

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十七号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一〇三の項中

三七・二二から 五一・九九まで	五一
--------------------	----

を

三七・二二から 七三・一六まで	八七
--------------------	----

に改める。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。